

30文科初第811号  
平成30年9月12日

各都道府県教育委員会教育長  
各指定都市教育委員会教育長  
各都道府県知事  
附属学校を置く各国立大学長 殿  
附属学校を置く各公立大学長  
構造改革特別区域法第12条第1項の  
認定を受けた各地方公共団体の長

文部科学省初等中等教育局長  
高橋 道和

(印影印刷)

## 教育課程特例校制度実施要項の改正等について（通知）

この度、教育課程特例校制度実施要項を別添のとおり改正するとともに、申請に係る様式を変更しましたのでお知らせいたします。なお、別紙において、平成30年9月11日付けの改正後の教育課程特例校制度実施要項（以下「改正実施要項」という。）に基づく取組の実施に当たっての留意事項を示していますので、併せて御了知いただくようお願いいたします。

各都道府県教育委員会におかれては、所管の学校（幼稚園、大学及び高等専門学校を除く。以下同じ。）及び域内の市区町村教育委員会に対し、各指定都市教育委員会におかれては、所管の学校その他の教育機関に対して、各都道府県知事及び構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の長におかれては、所轄の学校及び学校法人等に対して、附属学校を置く国公立大学法人学長におかれては、その管下の学校に対して、このことを十分周知されるようお願いいたします。

本件担当：文部科学省初等中等教育局教育課程課  
教育課程企画室企画係（加藤，板東，新玉）  
電話 03-5253-4111（内線2367）  
FAX 03-6734-3734  
E-mail kyokyo@mext.go.jp

## 教育課程特例校制度実施要項の改正等の要点

## 1. 改正の基本的な考え方

教育課程特例校制度は、文部科学大臣が指定する学校において、学校又は地域の実態に照らし、その特色を生かした特別の教育課程を編成することを認める制度である。

その趣旨をよりよく実現できるよう、申請に係る様式の簡素化によって申請手続の際の各学校・管理機関・都道府県教育委員会等の負担を軽減する。加えて、実施状況の評価や把握・検証の実効性を担保し、それを踏まえた各教育課程特例校における取組の改善を推進するため、教育課程特例校制度実施要項を改正する。

## 2. 主な改善の内容

## (1) 申請に係る様式の簡素化

従来、申請の際に提出する特別の教育課程編成・実施計画に記載することとしていた事項のうち、管理機関における確認に委ねることができる事項については省略することとし、申請様式の簡素化を図った。

## (2) 教育課程特例校制度実施要項の改正

## ① 自己評価結果の公表に関する時期の明確化

特別の教育課程に基づく教育の実施状況に関する教育課程特例校による自己評価（以下「特例の自己評価」という。）の結果について、毎年度公表することを明記した。【改正実施要項 5（1）関係】

## ② 児童及び生徒の保護者その他の学校関係者による評価の義務化等

従来努力義務とされていた、特別の教育課程に基づく教育の実施状況に関する教育課程特例校の児童及び生徒の保護者その他の学校関係者による評価（以下「特例の学校関係者評価」という。）について、実施を義務とした。また、その結果について、毎年度公表することを明記した。【改正実施要項 5（2）関係】

## ③ 管理機関による把握・検証結果の公表の義務化等

教育課程特例校における特別の教育課程の実施状況に関する管理機関による把握・検証（以下「管理機関による把握・検証」という。）の結果について、従来は少なくとも3年に1度文部科学省に報告するものとしていたところ、毎年度結果を公表するとともに報告することとした。【改正実施要項 5（4）、（5）関係】

## ④ 指定の取消に関する要件の追加・明確化

教育課程特例校又は管理機関が、特例の自己評価、特例の学校関係者評価又は管理機関による把握・検証に係る義務を怠った場合には教育課程特例校の指定を取り消すことができることとした。【改正実施要項 7二関係】

また、特別の教育課程編成・実施計画の円滑かつ確実な実施が現になされていないことが明らかであるとき又は見込まれなくなったときに指定を取り消すことができることを明らかにした。【改正実施要項 7三関係】

## ⑤ 改正実施要項の施行時期

改正実施要項は、改正の日から施行することとした。ただし、特例の自己評価及び特例の学校関係者評価、管理機関による把握・検証に係る義務に関連する規定については猶予期間を設けることとし、平成32年4月1日から施行することとした。

【改正実施要項附則関係】

### 3. 改正実施要項等に基づく取組の実施に当たっての留意事項

- (1) 申請に係る変更後の様式については、平成31年度からの特別の教育課程の実施に係る申請から使用するものとする。
- (2) 申請に係る様式の簡素化に伴い、指定の条件を満たしているか否かについては、一部を管理機関による確認に委ねることとしているが、申請内容等に鑑み、指定の条件を満たしていることを確認するための根拠となる資料の提出を求める場合があるので、管理機関においては、求めがあった場合には速やかに提出すること。
- (3) 従来申請に係る様式において既に指定を受けている教育課程特例校については、変更後の様式の下での特別の教育課程編成・実施計画等を改めて提出する必要はないこと。
- (4) 特例の自己評価及び特例の学校関係者評価については、学校教育法第42条等に基づいて実施される学校評価の一環として行うことも想定されること。  
なお、学校評価に関する法令上、学校関係者評価については、学校教育法施行規則第67条等において努力義務とされているが、教育課程特例校においては、学校又は地域の実態に照らし、その特色を生かした特別の教育課程を編成して教育が実施されていることから、保護者その他の学校関係者による評価及びその結果に基づく学校運営の改善を図るための必要な措置を行うことが非常に重要であることに鑑み、特例の学校関係者評価についても実施を義務としていることに留意すること。
- (5) 特例の自己評価及び特例の学校関係者評価に当たっては、教育課程特例校において、学校又は地域の実態に照らしその特色を生かした特別の教育課程を編成して教育が実施されていること、及び学校教育法第30条第2項等に基づき学校教育の目標を十分に達成することが求められることを踏まえ、その取組の効果を検証するため、以下の①及び②の観点に特に留意すること。
  - ①特別の教育課程の編成・実施により達成を目指している当該学校の教育目標が十全に達成されているか。
  - ②教育課程全体としてバランスのとれた教育活動が実施され、学校教育法に示す学校教育の目標が十全に達成されているか。
- (6) 公立学校である教育課程特例校においては、管理機関による把握・検証について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条に基づいて実施される教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況に関する点検及び評価の一環として行うことも想定されること。
- (7) 管理機関による把握・検証に当たっては、文部科学省において示す把握・検証結果の公表に係る参考様式に示す観点を参考に、各教育課程特例校において特別の教育課程が適切に実施されていることを確認すること。その際、(2)の①及び②の観点にも留意すること。
- (8) 特例の自己評価及び特例の学校関係者評価、管理機関による把握・検証の結果を公表するに当たっては、継続的な評価及び把握・検証の結果を踏まえて教育課程特例校の取組を改善していく観点から、公表期間は原則として3年以上とすることが望ましいこと。
- (9) 管理機関による把握・検証結果に関する文部科学省への報告に関し、改正実施要項に基づく最初の報告は、平成31年度の実施状況について平成32年8月末を期限として報告することを予定していること。平成32年度以降の実施状況については、原則として実施翌年度の8月末を期限として報告することとし、提出期限、方法等については、毎年、翌年度の申請手続に係る事務連絡と併せて連絡することを予定していること。

なお、特例の自己評価及び特例の学校関係者評価、管理機関による把握・検証に係る義務に関連する規定については、施行時期を平成32年4月1日としていることから、平成30年度の実施状況に係る報告については改正実施要項は適用されない。平成30年度の実施状況に係る報告については、従来の実施要項に基づく報告時期を踏まえ適切に対応すること。

- (10) 各教育課程特例校及び管理機関においては、改正実施要項において重視されている実施状況及び効果の確実な把握を踏まえ、各教育課程特例校における取組の改善を進めること。取組の改善に当たり、指定を受けた教育課程特例校の特別の教育課程編成・実施計画の変更が必要である場合は、所定の手続に従い適切に申請を行うこと。
- (11) 改正実施要項に基づく指定の取消の要件のうち、「特別の教育課程編成・実施計画の円滑かつ確実な実施が現になされていないことが明らかであるとき又は見込まれなくなったとき」には、指定の条件を満たして実施されていないことが明らかであるとき又は見込まれなくなったときも含むこと。

## 教育課程特例校制度実施要項

平成20年10月16日  
文部科学大臣決定  
平成22年7月6日改正  
平成28年4月1日改正  
平成30年9月11日改正

## 1 趣 旨

文部科学省は、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校において、各学校又は当該学校が設置されている地域の実態に照らし、より効果的な教育を実施するため、当該学校又は当該地域の特色を生かした特別の教育課程を編成して教育を実施する必要等が認められる場合に、当該学校を学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第55条の2（同令第79条、第79条の6及び第108条第1項において読み替えて準用する場合を含む。）、第85条の2（同令第108条第2項において読み替えて準用する場合を含む。）及び第132条の2に基づき、特別の教育課程を編成して教育を実施することができる学校（以下「教育課程特例校」という。）に指定する。

## 2 教育課程特例校の申請

- (1) 特別の教育課程を編成して教育を実施することを希望する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の管理機関（公立学校にあっては当該学校を所管する教育委員会、国私立学校にあっては当該学校を設置する者又は設置しようとする者をいう。以下同じ。）は、都道府県の教育委員会又は知事を経由して（国立大学法人及び政令指定都市教育委員会にあっては直接）、文部科学省に教育課程特例校指定申請書を提出するものとする。申請書には当該学校の同意書を添付するものとする。
- (2) 上記の申請の期間は、毎年度、原則として、8月1日から8月31日までとする。

## 3 教育課程特例校の指定

文部科学省は、教育課程特例校指定申請書に記載された特別の教育課程編成・実施計画を審査し、学校教育法施行規則第55条の2及び学校教育法施行規則第55条の2等の規定に基づき同令の規定によらないで教育課程を編成することができる場合を定める件（平成20年文部科学省告示第30号）第2項に定める基準（以下「指定の基準」という。）を満たしていると認めるときは、当該学校を教育課程特例校に指定する。

## 4 特別の教育課程編成・実施計画の変更・廃止

- (1) 管理機関は、指定を受けた教育課程特例校の特別の教育課程編成・実施計画を変更又は廃止する必要があるときは、都道府県の教育委員会又は知事を経由して（国立大学法人及び政令指定都市教育委員会にあっては直接）、教育課程特例校指定変更申請書又は教育課程特例校指定廃止申請書を提出し、文部科学省の承認を受けなければならない。申請書には当該学校の同意書を添付するものとする。
- (2) 上記の申請の期間は、毎年度、原則として、8月1日から8月31日までとする。

## 5 実施状況の報告等

- (1) 教育課程特例校は、特別の教育課程に基づく教育の実施状況について、自ら評価を行い、毎年度その結果を公表するものとする。
- (2) 教育課程特例校は、(1)による評価の結果を踏まえた当該学校の児童及び生徒の保護者その他の学校関係者（当該学校の職員を除く。）による評価を行い、毎年度その結果を公表するものとする。
- (3) 教育課程特例校は、地域や学校の実態に応じて、研究発表会、公開授業、研修会等の開催、インターネットによる情報提供などの取組を実施することにより、当該学校に関する保護者及び地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するよう、特別の教育課程に基づく教育の状況に関する情報を積極的に提供するものとする。
- (4) 管理機関は、教育課程特例校における特別の教育課程の実施状況を把握・検証し、毎年度その結果を公表するものとする。
- (5) 管理機関は、(4)による把握・検証の結果について、毎年度、都道府県の教育委員会又は知事を経由して（国立大学法人及び指定都市教育委員会にあっては直接）、文部科学省に報告するものとする。
- (6) (5)による報告については、文部科学省においてその集録を編集し、一部又は全部を修正・翻案し、文部科学省刊行物をはじめとした書籍、インターネット及びその他の媒体により公表することができるものとする。
- (7) 文部科学省は、教育課程特例校における特別の教育課程の実施状況について、報告を求め、又は実地に調査することができる。

## 6 措置の要求

文部科学省は、特別の教育課程の適正な実施のため必要があると認めるときは、指定を受けた教育課程特例校の管理機関に対し、当該特別の教育課程の実施に関し必要な措置を講ずることを求めることができる。

## 7 指定の取消

文部科学省は、次の各号のいずれかに該当するときは、教育課程特例校の指定を取り消すことができる。

- 一 管理機関が、4の(1)の規定による特別の教育課程編成・実施計画の変更の承認を受けなかったとき

- 二 教育課程特例校又は管理機関が、5の(1)、(2)、(4)及び(5)の規定による実施状況の評価等に係る義務を怠ったとき
- 三 教育課程特例校において、特別の教育課程編成・実施計画の円滑かつ確実な実施が現になされていないことが明らかであるとき又は見込まれなくなったとき

附 則 (平成30年9月11日改正)

この大臣決定は、平成30年9月11日から施行する。ただし、5及び7の二の規定については、平成32年4月1日から施行する。